

共同実施だより

「笑う門には福来る」……笑うことは脳を刺激し、活性化させるだけではなく、健康にもよいといわれています。今年も大いに笑って幸せがみんなに広がりますように。

さて、今回のおたよりではこれから変わることをお知らせします。



東北復興のために！！

1月から所得税2.1%上乘せ 復興増税で25年間

東日本大震災からの復興財源を確保するため、平成25年1月1日～平成49年12月31日まで、復興特別所得税を納めることになりました。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて毎月の給料から徴収されます。

おおよその目安として…

例1 給料の支給額(課税対象額)が、430,000円で、被扶養者がいない人
 18,570円 ⇒ 18,960円 (390円増)

例2 給料の支給額(課税対象額)が、430,000円で、子ども2人扶養している人
 12,230円 ⇒ 12,490円 (260円増)

医療保険制度を維持していくために…

短期給付の掛金率と附加給付が見直されます。短期給付とは民間企業でいう健康保険のことです。短期給付の財源は組合員数の減少や給与抑制の影響により収入が減っています。また、高齢者医療制度改正に伴い、支出は増加しています。附加給付とは共済組合で独自に行っている給付です。官民の均衡を図るため、給付内容の見直しが検討されています。

【短期給付掛金率の改正案】

	現行	25年4月～
給料での短期掛金率	48.375/1000	50.750/1000
期末勤勉手当での短期掛金率	38.70/1000	40.60/1000

【附加給付見直しの方向性】

一部負担金払戻金等の自己負担限度額	現行 20,000円まで ◎平成26年2月の診療分から25,000円へ引き上げ (合算高額療養費附加金は40,000円から50,000円へ) ◎平成27年2月の診療分から、上位所得者(給料月額424,000円以上)基礎控除額を50,000円(合算高額療養費附加金は100,000円)とする区分を新設
結婚手当金	現行 80,000円 ◎平成26年4月から40,000円 ◎平成26年度末に廃止
入院附加金 災害見舞金附加金	◎平成24年度末に廃止

年末調整関係の書類の提出、ありがとうございました！

平成24年は、生命保険料控除に大きな改正がありましたね。毎年のように制度が変わっていますが、みなさんのご協力のおかげで、今年も無事年末調整を終えることができました。各種申告控除が反映されているかどうか、ご確認ください。

また、他に収入がある場合、住宅の購入や医療費控除等、必要があれば確定申告をしてください。

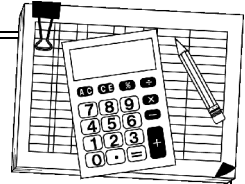
【平成24年分確定申告】今年以下は以下の日程で行われます

・ 静岡税務署・清水税務署合同の確定申告会場
「ツインメッセ静岡」

・ 平成25年2月13日（水）～平成25年3月15日（金）
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。ただし、2月24日（日）・3月3日（日）は開設

* 還付（住宅を購入した場合など）は、すでに静岡税務署で受け付けています



今年の年末調整事務で気づいた点

- * 「切り離し無効」の証明書を、切り離して添付してあるものが見受けられました。証明書は、切り離さないでご提出ください。
- * 「生命保険控除」「介護保険控除」「個人年金」それぞれの合計金額が、**新保険制度は8万円、旧保険制度では10万円を超える**と、いくつ書いても同じ金額の控除しか受けられませんので、少ない枚数で申告できるようにすると、書く手間が省けます。
- * 扶養親族などが「**所得税法上の障害者**」に当てはまる場合には、申告により控除が受けられます。従って、扶養控除申告書に確実な記入をお願いします。

「所得税法上の障害者」とは…

- ①「身体障害者手帳」を持っている方←人工透析の方が多くなりました
- ②「精神障害者保健福祉手帳」を持っている方
- ③「療育手帳」を持っている方

上記以外でも該当する方がいらっしゃいます。

詳しくは国税庁のホームページ等をご覧ください。

(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/index.htm>)

★障害者手帳のお問い合わせ窓口

手帳に関する問い合わせは、

各区福祉事務所 生活支援課 へご相談ください。

